

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件の合計3件であり、内閣提出2件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類20件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案が提出された背景には、中小企業の資金繰り状況が今年に入って厳しさを増していること及び中小企業の資金調達手段が土地等の物的担保に強く依存した金融機関からの融資に偏していることがある。本法律案は、資金調達手段を多様化することによって円滑な資金供給を図るため、中小企業の持つ売掛金債権を担保とする融資に対する信用補完制度（売掛金債権担保保険）を新たに設けようとするものである。併せて、小規模企業への資金供給を円滑にするため、無担保・無保証の特別小口保険の付保限度額引上げも図っている（1,000万円→1,250万円）。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案は、本年5月に経済産業省が発表した「新市場・雇用創出に向けた重点プラン」（いわゆる平沼プラン）に掲げられた新規開業を5年間で倍増させるとの目標達成に向けて提出されたものである。その内容は、第1に、新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げることであり、第2に、新事業創出促進に向け、人材育成、資金調達の円滑化、需要開拓の支援等に必要な施策を総合的に推進することを国の努めとして定めたことである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、売掛金債権担保融資保証制度PRの必要性、中小企業金融安定化特別保証制度の評価、中小企業に対する貸し渋りの現況等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致で原案どおり可決された。なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対して5項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月30日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行い、牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）問題の影響を受ける中小企業者への対策、米国同時多発テロが日本経済に与えた影響、日本シンガポール自由貿易協定と多国間貿易交渉（WTO等）との関係、日中間のセーフガード問題に対する経済産業省の取組、公共投資の削減が地域経済に及ぼす影響、自由主義経済体制維持のための規制緩和、石油公団の廃止に向けた政府の取組、新産業創出への取組、我が国製造業の空洞化に対する経済産業大臣の認識、エネルギー関連施設のテロ対策、電力自由化の下における電源開発株式会社民営化の在り方、対中国ODAの在り方、製造業等の企業再編に対する政府の対応等の問題が取り上げられた。

11月6日、中部地域における経済及び産業活動等に関する実情調査のため、愛知県において視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年10月18日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 通商政策に関する件、経済構造改革に関する件、特殊法人改革に関する件、新産業創出対策に関する件、エネルギー政策に関する件、牛海綿状脳症問題に係る中小企業対策に関する件等について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、植竹外務副大臣、大村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年11月27日（火）（第3回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）
新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月29日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）
新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣、村田内閣府副大臣、古屋経済産業副大臣、尾辻財務副大臣、大村経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第26号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由
反対会派 なし
（閣法第27号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、自由
反対会派 なし

なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成13年12月6日（木）（第5回）

- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（参第6号）について発議者参議院議員木俣佳丈君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第349号外19件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、中小企業をめぐる現下の経済情勢が極めて厳しいこと、また、不良債権処理等の構造改革を進めていく過程で中小企業に円滑な資金供給を図ることが重要であることにかんがみ、不動産等の物的担保に依存しない資金供給等を図るため、中小企業信用補完制度を充実させることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 売掛金債権担保保険の創設

中小企業者が売掛金債権のみを担保に提供して行う借入れ（売掛金債権担保融資）について信用保証協会が行う保証に対する保険（売掛金債権担保保険）を創設する。

2 特別小口保険の付保限度額の引上げ

従業員20人以下（商業・サービス業については5人以下）の小規模企業者を対象とする特別小口保険の付保限度額を1,000万円から1,250万円に引き上げる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本改正により創設される売掛金債権担保融資保証制度が十分に活用されるよう、積極的に制度の広報を行うこと。また、中小企業金融における物的担保への過度の依存を緩和しようとする制度の趣旨にかんがみ、信用保証協会の審査能力の向上を図ること。
- 2 売掛金債権担保融資の普及に資するため、企業が公的機関に対して有する債権に係る譲渡禁止特約の解除について検討すること。
- 3 中小企業信用保険制度の健全な運営のために、制度全体の見直しと併せ、将来に向けての保険の財政基盤の抜本的な強化策について検討を急ぎ、速やかに対処すること。
- 4 中小企業金融における個人保証は、企業破綻時に保証者に与える影響が甚大であり、このことが創業の意欲を低下させる一因となっていることにもかんがみ、政府系金融機関及び信用保証協会においては、その見直し・改善を図ること。また、差押え禁止項目の拡大など、再起しやすい環境整備に努めること。
- 5 売掛金債権担保制度が、企業倒産時における労働債権の保全に影響を及ぼさないよう、労働債権の優先順位等について十分配慮を払いつつ、倒産法制の見直しを進めること。
右決議する。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、最近の我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、我が国における事業活動を活性化させるため、個人による創業等について一層の支援を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 新事業創出関連保証に係る無担保保険の付保限度額の引上げ

新事業創出関連保証に係る中小企業信用保険の無担保保険の付保限度額を現行の1,000万円から1,500万円に引き上げる。

2 創業等の支援に必要な施策の総合的推進

国は、新たな事業の創出を促進するため、人材育成、資金調達の円滑化及び需要開拓支援等に必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
26	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	13. 11. 9	13. 11. 26	13. 11. 29 可決 附帯	13. 11. 30 可決	13. 11. 15 経済産業	13. 11. 21 可決 附帯	13. 11. 22 可決
27	新事業創出促進法の一部を改正する法律案	衆	11. 9	11. 26	11. 29 可決	11. 30 可決	11. 15 経済産業	11. 21 可決	11. 22 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木俣 佳丈君 外3名 (13. 11. 28)	13. 11. 30		13. 12. 5	未了				